

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 11 月 26 日 (水) 18:30~20:30

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 13 回会議	場所	越谷市役所第二庁舎 5 階 研修室 1
件名 議題	○協議事項 (1) 住民投票の部会案の変更について (2) 市民、コミュニティの素案について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 田部井部会長、小川副部会長、越野委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、 渡邊委員 (8 名) 欠席委員 伊藤委員、山口委員、櫻井 (慶) 会長 (3 名) 事務局 中山企画課副主幹、鈴木同主事 (2 名) 支援者: 特定非営利活動法人越谷 NPO センター (1 名) 傍聴者 0 名		
内 容	別紙 主な意見による		
●合意・決定事項等 住民投票の部会案について ・前回の会議で資料 1 のとおり決定した住民投票部会案について、「実施」と「発議」に項目が分かれて いる資料 2 (委員私案 1) を、部会案として提出することで合意した。 市民、コミュニティの素案について ・資料 3 (前回の検討を反映させた改案) について検討し、資料 4 のとおり用語の修正をおこない、 第 1 部会の素案が決定した。			

●主な意見

○住民投票

- ・前回の会議で、第1部会案が資料1のとおり決まったが、資料2（委員私案1）のほうが、「実施」と「発議」に分かれており、わかりやすい。内容は資料1と同じなので、部会案を資料2にしたい。

○市民、コミュニティ 資料3

市民活動団体の定義 <定義>③

- ・テーマコミュニティという言葉は、一般的にわかりにくいので、市民活動団体という言葉がよい。
- ・趣味の団体も、文化を広げるという意味で、間接的には市民の生活を支援することになるはずであるから市民活動団体の中に含まれる。
- ・NPOやワーカーズコレクティブなども市民活動団体である。
- ・市民活動団体とは、宗教・政治・営利を目的とする団体を除いた、すべての団体である。

市民の権利 <条文>Ⅰ

- ・「子ども」について条文で一章取りたかったが、討議の結果「項」となった。
- ・小・中学生でも市政に対して意見を言える機会を作れるようにしたい。
- ・参加と協働について、自治の基本原則を基に、具体的に述べるべきところがこの章だと思うが、その視点での文章が、①しかないように思う。
- ・市民参加条例を別に作っている市町村もある。
- ・参加と協働の仕組みを作るのは行政なので、第3部会で仕組みを検討してもらいたい。

市民の責務 <条文>Ⅱ

- ・自治の拡充を図る、継続的な自治を推進するというのはどうか。
- ・自治の推進などは、自治の基本原則のところに含まれるのではないか。
- ・ここでは、個人がどのような責務があるのかを書いたほうがよい。市民全体については総則のところで触れたほうがよいだろう。
- ・Ⅱ②自治を推進するとは、自治会の活動を含んだものである。
- ・Ⅱ③「連帯」、「責任」、「お互いに尊重する」のどれが大事なのか、ポイントを絞ったほうがよい。
- ・①、②は個人に対しての責務だが、③は個人が集まったときにどうするかを書きたい。
- ・「連帯」よりは「交流」のほうが分かりやすい。
- ・地域の交流はこれから必要なことである。
- ・市民がお互いを尊重しながら、一緒に活動していくことが大切だ、という内容を入れたい。
- ・Ⅱ①～③ 語尾の「責務がある」という表現では、どの程度の責務なのか説明が必要になる。必ずする「～しなければならない」、原則するが、例外も認められる「～するものとする」、努力義務の「努めるものとする」などの法律上一般的に使われている言葉に「責務がある」を置き換えたほうがよい。
→資料4のとおり語尾を修正した。

地域コミュニティと市民活動団体 <条文>Ⅲ

- ・③ 市を主語にするのではなく、地域コミュニティと市民活動団体の関係について書くべきだ。
- ・地域コミュニティと市民活動団体が活動するための支援を、市がおこなうことについて、どこかに書きたい。
- ・活動の支援について、第3部会で検討してもらいたい。

地域環境 資料5

- ・「豊かな地域環境の創造」の条文を「文化都市宣言」を引用して私案を作成した。